

富里市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画
策定業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、富里市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定業務（以下「第１０期計画策定業務」という。）に係る委託業者を選定するための公募型プロポーザルについて、各種手続き、要件及び審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の概要

(1)業務名称

富里市高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画策定業務

(2)業務内容

別紙「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3)業務期間

業務委託契約締結日から令和９年３月３１日まで

(4)業務予算

６，７７０千円（消費税を含む）を上限とする。

3 参加資格

- (1) 令和７年１月１日において、富里市入札参加業者資格者名簿の委託業者で業種大分類の「調査・計画」に該当し、業種中分類で「健康・福祉計画」に登録のある事業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項各号のいずれかに該当するものでないこと。
- (3) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立中又は破産手続中でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２項に規定する暴力団又は暴力団の利益となる行動を行うものでないこと。

- (7) プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS の認証を取得していること。
- (8) 千葉県内において、第 8 期及び第 9 期介護保険事業計画策定業務実績が 2 自治体以上あること。
- (9) 第 10 期計画策定業務に関し、過去同計画策定において専任担当として 6 年以上の策定実務経験を有するものを富里市の専任担当で配置できること。

4 委託業者選定方法

公募型プロポーザル方式にて、業務実施体制、提案内容、プレゼンテーション、見積価格の審査基準を基に総合的に評価・審査し委託業者を選定する。

5 スケジュール

実施内容	実施期間及び期日
参加申込書等募集期間 (実施要領、仕様書等提示)	令和 7 年 7 月 2 日 (水) 午前 9 時～ 令和 7 年 7 月 14 日 (月)
現場説明会	令和 7 年 7 月 17 日 (木) 午前 10 時 30 分～ すこやかセンター 2 階会議室 1
質問受付期間	令和 7 年 7 月 17 日 (木) 令和 7 年 7 月 22 日 (火) 午後 5 時
質問への回答	令和 7 年 7 月 23 日 (水) 午後 5 時
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 31 日 (木) 午後 5 時
プレゼンテーション及び ヒアリングの実施	令和 7 年 8 月 8 日 (金) 午後 1 時 15 分～ すこやかセンター 2 階会議室 1
選定結果の通知	令和 7 年 8 月 13 日 (水)
契約締結	令和 7 年 9 月 1 日 (月)

6 現場説明会

本プロポーザルに参加する事業者に対し、本業務委託等に関する現場説明会を下記のとおり開催する。

この現場説明会の参加をもって、本プロポーザル参加事業者とみなす。

- (1) 日 時 令和7年7月17日(木) 午前10時30分(厳守)
- (2) 会 場 富里市役所すこやかセンター2階会議室1

※ 3の参加資格(7)記載のプライバシーマーク又はISO27001/ISMSの認証取得を証明する書類の写し及び3の参加資格(8)における千葉県内の策定実績が確認できる実績資料の提出を参加条件とする(現場説明会時に提出)。

記載内容に虚偽等の事実があった場合は、本プロポーザルに参加できないこととする。

7 内容に関する質問及び回答

本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点が生じた場合は、下記により質問すること。なお、評価及び審査に関する質問は一切受け付けない。

- (1) 受付期間

令和7年7月17日(木)から令和7年7月22日(火)午後5時まで

- (2) 提出書類及び提出方法

質疑事項は、電子メール及びFAXのみ受け付ける。

持参、郵送、電話での質問及び受付期間を過ぎて提出された質問は一切受け付けない。

質疑事項を提出するときには、必ず下記電話番号に質疑事項を送付したことを連絡すること(質問事項は、任意様式で提出可)。

富里市役所 健康福祉部高齢者福祉課介護保険班

TEL: 0476-93-4980(直通)

FAX: 0476-93-2215

E-mail: kourei@city.tomisato.lg.jp

- (3) 回答方法

令和7年7月23日(水)午後5時までに、参加事業者すべてにFAXにて回答を行う。

本回答は、実施要領及び仕様書等の追加又は修正事項とみなす。

8 企画提案書等の提出書類、提出期限等 → 現場説明会にて説明予定。

9 業者の選定等 → 現場説明会にて説明予定。

10 契約の締結

本市は、委託業者として決定された事業者と本業務に係る契約交渉等を進める。なお、契約金額については、提案内容に基づき業務内容を再度精査し、委託業者から改めて見積書を徴収し、業務予算額の範囲内で決定する。

11 失格要件等

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5) 審査の公平性を害する不誠実な行為があった場合
- (6) その他、選定委員会が社会通念に照らし失格に事由があると認める場合

12 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る参加者側の費用は、全て参加者の負担とする。
また、提案報酬等についても支払わない。
- (2) 提案者が1事業者であってもプロポーザルは成立するものとする。
その場合には、当該事業者のみ審査した上で、本業務の事業者として
適当と認めた場合は、委託業者に選定する。
- (3) 選定された委託業者と協議を行い、その結果必要により、仕様書の修正、追加等を行う場合がある。

13 所管課（問合せ先）

富里市役所 健康福祉部 高齢者福祉課介護保険班（担当：小倉）

T E L : 0 4 7 6 - 9 3 - 4 9 8 0（直通）

F A X : 0 4 7 6 - 9 3 - 2 2 1 5